

国立国会図書館業務継続計画

平成24年 3月30日策定

平成24年12月26日改訂

平成27年 4月 7日改訂

平成29年 6月12日改訂

国立国会図書館

国立国会図書館業務継続計画

目次

第1章 計画の目的等	2
1 計画の目的.....	2
2 非常時優先業務の範囲	2
3 基本方針	2
第2章 非常事態及び被害等の想定	2
1 非常事態の想定	2
2 被害等の想定	2
第3章 非常時優先業務.....	3
1 災害応急対策業務.....	3
2 優先継続業務	4
3 災害対策本部	4
第4章 非常時の業務継続のための体制	4
1 非常参集	4
2 非常参集要員	4
第5章 非常時の業務継続のための環境	4
1 庁舎及び執務室等の環境.....	4
2 電気、水、ガス	5
3 情報通信・情報システム.....	5
4 その他.....	6
第6章 非常事態発生直後の対応	6
1 安全の確保.....	6
2 負傷者・急病人の救護	6
3 安否の確認.....	6
4 帰宅困難者等への対応	7
5 図書館資料の保全.....	7
第7章 関西館の役割	7
第8章 周知等及び計画の見直し	7
1 周知等	7
2 計画の見直し	8
3 詳細事項	8

第1章 計画の目的等

1 計画の目的

国立国会図書館業務継続計画（以下「計画」という。）は、首都直下地震の発生により首都圏において非常事態が発生した場合において、国立国会図書館¹における非常時優先業務の遂行の確保のための措置その他の必要な事項を定めることを目的とする。

2 非常時優先業務の範囲

計画における非常時優先業務とは、非常事態の発生によって国立国会図書館の施設等に被害が発生し、あるいは、利用しているライフライン施設が被災した場合においても優先的に遂行を確保すべき次の業務をいう。

- ① 災害応急対策等の非常事態への対応業務（以下「災害応急対策業務」という。）
- ② 通常業務のうち、中断、遅滞等による影響が大きい重要な業務（以下「優先継続業務」という。）

3 基本方針

計画における基本方針として、非常事態が発生した場合において、

- ① 災害応急対策業務の迅速・的確な遂行に万全を期し、被害の軽減及び迅速な復旧を図ること
- ② 優先継続業務の円滑な遂行を確保し、社会的な影響を最小限にとどめること
- ③ 図書館利用者等及び職員等の安全を確保すること

を目指すこととする。

第2章 非常事態及び被害等の想定

1 非常事態の想定

計画において想定する非常事態は、首都直下地震とする。より具体的には、都心部に最も大きな被害を及ぼすとされる都心南部直下地震とし、東京23区内で最大震度7（永田町周辺は震度6強）の揺れが生じると想定する²。

2 被害等の想定

- (1) 庁舎
庁舎は倒壊又は崩壊しないものと想定する。ただし、一部破損、什器類の転倒等は発生すると想定する。
- (2) 電力
発災直後外部からの電力供給が中断する可能性が高い。永田町地区は復旧に1週間程度を要すると想定する。

¹ 国際子ども図書館については、東京本館と共通するもの（業務の優先度、職員の安否確認の方法等）を除いて、国際子ども図書館において策定される業務継続に関する計画に従うものとする。

² 想定に満たない地震が発生した場合においても、通常的意思決定と業務連絡の手段が実行不能なときにはこの計画を準用する。

- (3) ガス
発災直後安全装置等により供給が中断する可能性が高い。安全確認後の復旧となるため、1か月以上を要する場合もあると想定する。
- (4) 上水道
発災直後管路被害等により断水する可能性が高い。復旧に1週間を要すると想定する。
- (5) 下水道
発災後機能しなくなり、水洗トイレに波及するおそれがある。復旧に1か月を要すると想定する。
- (6) 電話
固定電話・携帯電話とも不通となる可能性があり、固定電話については復旧に1週間、携帯電話については復旧に1日から数日間を要すると想定する。また、回線が生きていても輻輳が1週間から10日間程度続く可能性がある。
- (7) インターネット
地震による専用回線やサーバ等の被害状況次第であるが、最悪の場合1週間程度は使用できない可能性がある。と想定する。
- (8) 公共交通機関等
不通となる可能性がある。全面的な復旧に1週間から1か月を要すると想定する。また、道路等も被災により安全な通行に1週間程度を要すると想定する。

第3章 非常時優先業務

1 災害応急対策業務

災害応急対策業務については、発災後の経過時間ごとに実施すべき業務を選定する。

- (1) 発災後3時間以内に行うべき業務
 - ア 災害対策本部の設置
 - イ 来館者等の避難誘導
 - ウ 職員等の安否確認及び報告
 - エ 施設・設備等の被害状況に関する情報収集及び報告
 - オ 館内外の連絡体制及び情報収集・提供体制の確立並びに情報インフラの維持管理
 - カ 負傷者・急病人の救護ただし、勤務時間外³に災害が発生した場合、ウ、エ及びオに掲げる業務は、発災後12時間以内に行うこととする。
- (2) 発災後1日以内に行うべき業務
 - ア 施設・設備・システム等インフラの緊急維持管理
 - イ 業務・サービスの継続の可否、継続する場合の規模等の決定
 - ウ 一般からの問合せ窓口の設置
- (3) 発災後7日以内に行うべき業務
 - ア 庁舎、設備等の応急的修繕
 - イ 図書館資料の避難、保護及び応急的補修

³ 勤務時間外とは、日曜、祝日及びその他の日の早朝・夜間の時間帯を指す。

2 優先継続業務

- (1) 優先継続業務の選定
国会サービスのうち、災害対策関連審議への資料・情報提供を最も優先して取り組む業務とする。その他の優先継続業務⁴については、緊急の対応が不可欠なものを除き、当該国会サービス業務及び災害応急対策業務が必要な範囲で実行されることを確認した後に行う。
- (2) 優先継続業務に必要な資源の準備
優先継続業務に必要な追加資源（応援要員、備蓄品等）について準備する。

3 災害対策本部

- (1) 任務
災害対策本部は、災害応急対策業務に係る検討及び決定のほか、優先継続業務に係る部局横断的な総合調整を行う。ただし、発災後、一定期間が経過し、当該災害に対応するための組織が設置される場合は、この限りではない。
- (2) 指揮命令系統の確保
非常時優先業務を円滑に実施するため、災害対策本部の構成員が参集できない場合を想定し、各部局（課）において職務代行者をあらかじめ定めるものとする。

第4章 非常時の業務継続のための体制

1 非常参集

- (1) 休日及び夜間の非常参集
災害応急対策業務のうち、第3章1（1）エ、オに該当する業務を登庁して実施する職員は、発災後12時間以内に非常参集する。また、ライフライン及び公共交通機関がおおむね安定稼働し、被害状況の現地確認が翌開庁日に行う業務の範囲の判断に必要と思われる場合に、災害対策本部要員が非常参集する。
- (2) 発災後最初の開庁日以降の非常参集
2で定める非常参集要員が参集する。ただし、やむを得ず参集できない場合も想定する。

2 非常参集要員

管理職、課長補佐及び別途定める館内外の連絡体制確立業務、施設・設備の管理業務、情報インフラの維持業務に従事する職員を非常参集要員とする。

第5章 非常時の業務継続のための環境

1 庁舎及び執務室等の環境

- (1) 庁舎

⁴ その他の優先継続業務としては、例えば、広報済みのイベント実施に関する業務、ホームページの更新業務、採用試験の時期に発災した場合の試験実施業務等が考えられる。

各庁舎は、官公庁の文化施設として大規模地震に対して倒壊又は崩壊の危険性が低く、官庁施設に求められる耐震性能の目標を満たし、耐震安全性が確保されている想定である。したがって、点検により安全が確認され、散乱した物の片付け等が終了すれば、執務が可能と想定される。

(2) 書庫

書庫は場所によって、図書館資料が相当数落下することが予想される。書庫は閉鎖的な空間に配置されている場合が多いため、職員（業務受託者の従業員を含む。）は、発災後は速やかに避難し、落下資料の片付け等は、大きな余震が収まった後に行うこととする。

(3) 閲覧室

閲覧室の高書架等は原則として耐震措置を施しているが、高所の図書館資料等が落下する可能性がある。点検により安全が確認され、散乱した物の片付け等が終了すれば、利用が可能と想定される。

(4) 執務室

執務室の高書架等は原則として耐震措置を施しているが、特段の固定措置を施していない什器もあるため、一部什器の転倒、収納物等の散乱の可能性がある。点検により安全が確認され、転倒した什器や散乱した物の片付け等が終了すれば、執務が可能と想定される。重量のある什器など転倒により危害を及ぼすおそれがあるものについては、あらかじめ転倒防止等の措置をとる。

2 電気、水、ガス

(1) 電気

商用電源が供給停止した場合、自動的に非常用自家発電機が起動し、一定の間⁵、必要最小限の電気を供給する⁶こととなっている（原則として、PCを含む事務用機器には供給されない。）。なお、一定期間経過後の停電を防ぐため必要な燃料を確保するための対策等を講ずる。

(2) 水

水道が供給停止した場合、受水槽等に備蓄した水⁷を使用できる。

(3) ガス

ガスが供給停止した場合に代替する施設及び機能はないため、暖房及び加湿するための設備は使用できない。復旧には、ガス管の復旧工事、安全確認等が必要なため、相当の期間を要すると想定される。

3 情報通信・情報システム

(1) 電話

商用電源が供給停止した場合、非常用自家発電機により電話交換機に電気供給されるため、電話交換機、配線等に物理的損傷がない限り、その間固定電話は使用可能（施設間通話を含む。）。ただし、外線通話は、災害時優先電話⁸を除いて、規制や輻輳により通話が一定期間困難となる可能性が高い。館内 PHS も、バッテリーが続いている間は、アンテナ等に物理的損傷がない限り同様に使用可能。なお、商用電話回線不

⁵ 東京本館は最長 32 時間、関西館は最長 10 時間、国際子ども図書館は最長 12 時間程度。

⁶ 第 3 章 2 (1) で定めた国会サービス業務を実施するために必要な電気の供給を含む。

⁷ 図書館への来館者分も含め 3 日間分以上。

⁸ 東京本館 1 回線のみ。総務部総務課事務室に設置。関西館や国際子ども図書館にはない。

通の代替措置として、衛星携帯電話の導入等を検討する。

(2) ネットワーク等

回線やサーバ等は冗長化しており、商用電源供給停止中は非常用自家発電機により電子計算機室設置のサーバには電気供給されるが、LANの中継機等には供給されないため、使用できない。

PCはバッテリーが続く間は使用できるが、ネットワークは使用できないため、PC内又は外付けメディア内のデータを利用することとなる。

地震による機器の物理的損傷に備え、サーバ及びPC内の重要なデータは、バックアップを取ることとする。

4 その他

(1) 食料

図書館への来館者分も含め3日分の備蓄を行う。飲料水は受水槽等の備蓄水を使用する。

(2) 事務用品

コピー用紙等は平常時使用数の約7日分を常時保管する。

(3) トイレ

非常用トイレを図書館への来館者分も含め3日分を用意する。なお、備蓄については必要な量を確保するよう努める。

第6章 非常事態発生直後の対応

1 安全の確保

発災時には、来館者等及び職員等の安全確保を最優先する。

耐震性が確保されている庁舎内にいる場合は、むやみに庁舎外に出ないよう案内する。

2 負傷者・急病人の救護

発災時に庁舎内で発生した負傷者・急病人への対応は、自衛消防隊救護班で行う。

救護所は、原則として、健康管理室（国際子ども図書館の場合は救護室）とする。

医師の診察が必要な者については、救急車の出動要請や、医療機関への搬送を行うものとするが、非常時のため緊急対応が迅速に行われなかったことがあることに留意する。

3 安否の確認

(1) 出勤時間中に発災した場合

各課で出勤している職員の安否確認を行う。職員が外出中に発災した場合は、上司等⁹に連絡の上、帰庁せずに自宅に戻り待機してよい。外出中又は休暇中で不在の職員の上司等は、その職員の安否の確認に努める。

(2) 出勤時間外に発災した場合

休日、夜間等、職員（非常勤職員を除く。）¹⁰が出勤しない時間に非常事態が発生し

⁹ 上司及び周囲の同僚とする。上司との連絡が困難な場合は、周囲の同僚への連絡でよいものとする。また、上司等への直接の連絡が困難な場合に限り、関西館総務課に連絡し、上司等への連絡を依頼してもよい。

¹⁰ 非常勤職員の安否確認は、各所属課において適宜行う。

た場合、職員は安否確認専用のメールアドレス、関西館総務課のFAX、電話のいずれかの方法で被災情報を館に連絡する。被災情報の集約は関西館総務課において行う。

4 帰宅困難者等への対応

(1) 来館者への対応

開館中に発災した場合、発災直後に行う建物等の応急点検により安全性が確認できれば、むやみに館外に出ないよう案内する。施設が一部損傷した場合は、より安全な場所に避難誘導する。来館者には、災害情報、交通機関の運行状況等の情報を提供する。閉館時刻になっても主要な公共交通機関が復旧していない場合は、引き続き館内にとどまることを可能とし、非常用の飲食料、トイレ、寝具等を提供する。

(2) 庁舎外の帰宅困難者への対応

来館者以外の帰宅困難者が支援を求めて来館した場合、公共施設として、庁舎内への一時収容、情報提供、非常用の飲食料、トイレ、寝具等の提供を行う。

(3) 職員等への対応

職員等に対しては、公共交通機関が復旧するまでは、原則として庁舎内にとどまるよう指示する。ただし、家族の被災や安否確認等のため、必要に応じて退庁することは妨げない。また、災害対策本部の決定により、時差退館を可能とする。職員等に対しても、情報提供、非常用の飲食料、トイレ、寝具等の提供を行う。

5 図書館資料の保全

図書館資料については、落下等による資料自体の被害状況や保管環境の被災状況を勘案して、防災上の優先順位に基づき、適切に避難、保護、応急的補修等の措置をとる。また、火災、水害等の二次的災害に遭わないよう監視する。

第7章 関西館の役割

関西館は、首都直下地震の発生により非常事態が発生した場合、通常の業務に優先して、①職員の安否確認等の被災情報集約業務・連絡支援業務、②優先継続業務として想定する範囲の国会サービスを行う。

第8章 周知等及び計画の見直し

1 周知等

発災時に的確に計画を実行できるよう、計画の全職員への周知に努める。そのために、消防計画に基づく防災訓練等に計画に係る訓練を織り込む等して、定期的に訓練を行うものとする。

各部署では平素から、非常事態発生時に速やかに実施すべき業務と一時的に休止すべき業務を明確に認識するため、各課対応マニュアル等を整備するとともに、緊急連絡網、要員の確保体制等について確認しておく。各職員も、自らがとるべき行動について把握しておく。

2 計画の見直し

計画の内容は、今後、ガイドラインの改定、当館の組織改正、業務内容の変更、施設・設備の変更等があった場合に必要な改定を行うほか、防災訓練等の機会をとらえて検討を行い、課題を抽出した上で、必要な改善を加えるとともに内容の充実化を図るものとする。

また、今後、首都直下地震以外の非常事態に対する対応についても検討を行うものとする。

3 詳細事項

この計画の細部については、総務部長が別に定めることができる。

(参考) 災害対策本部要員

本部長	国立国会図書館長
副本部長	副館長、総務部長
本部員	調査及び立法考査局長、収集書誌部長、利用者サービス部長、電子情報部長、関西館長、国際子ども図書館長、総務部総務課長、総務部人事課長、総務部管理課長、利用者サービス部サービス企画課長

(「国立国会図書館本庁舎消防計画」別表1)